

陳情第10号 庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情

1 陳情の趣旨

- (1) ハラスメント防止の観点から、庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為を禁止する旨を、改めて明確に確認し、徹底すること。
- (2) 心理的な圧力を受けた結果、現在も購読を継続している職員への救済措置として、現行の契約を一旦すべて中止し、継続を希望する職員には改めて自発的意思に基づいて申し込む手続きを検討すること。
- (3) 職員が自発的に購読することは自由だが、庁舎内の政治的中立性に疑念を生じさせないため、配達・集金を伴わない電子版購読、または自宅への配達とする方法に切り替えられるよう努めること。

2 現状

(1) について

勧誘行為については、千葉市庁舎管理規則において、あらかじめ許可を受けなければならない行為とされており、許可が無い限り勧誘行為を行うことはできない。

また、令和7年7月17日付で、資産経営部より区役所等の各庁舎管理者に対し、勧誘行為に対する許可について、適切な運用を図るよう依頼したところである。

(2) (3) について

本市では、令和7年3月に、課長補佐級以上の管理職を対象に、政党機関紙の購読勧誘に関する2回目のアンケート調査を実施したところであり、その結果を受けて、同年5月27日付で、市長から議長に対し、アンケート調査の結果を伝えるとともに、政党機関紙の購読勧誘等に関する配慮を求めたところである。

また、同年6月25日付で、議長から市長あてに、今後、購読勧誘が適切になされるよう努めていく旨の回答をいただいている。

さらには、アンケート調査結果及び議長からの回答内容等を踏まえ、同年7月9日付で、職員に対し、政党機関紙の購読勧誘等に対しては、それぞれの職員が、自らの意思で購読を判断するものであることを周知したところである。

引き続き、職員の声なども踏まえながら適切な対応を図っていく。